

(法第28条関係)

令和6年度事業報告書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(特定非営利活動法人お喜らく)

1 事業の成果

令和6年4月は利用者4名で開始。1月と2月に新規利用者が利用開始。利用者6名で年度を終えました。活動内容は土曜開所を12回行い内容は、6月に水防避難訓練、9月と2月に避難訓練、3月に健康診断を行いました。また、土曜施設見学会を12回行い利用者募集を定期的・継続的に実施しました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の 人数	受益対象者の 範囲及び人数	支出額 (千円)
①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス(就労継続支援B型)事業	・就労継続支援B型の運営	月～金曜 9:15～ 15:15	当該事業 所2階作 業室	4人	障がい者6名	7639

備考

- 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施日時、実施場所、従事者の人数、受益対象者の範囲及び人数並びに支出額を記載する。
- 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び人数」の欄には、具体的な受益対象者及び人数を記載する。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

令和 6年度 貸借対照表
令和 7年 3月31日現在

特定非営利活動法人お喜らく
(単位：円)

科目	金額	
I 資産の部		
1. 流動資産		
現金	98,561	
普通預金	201,957	
流動資産合計		300,518
2. 固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	270,200	
什器備品	121,913	
有形固定資産計	392,113	
(2) 投資その他の資産		
差入保証金	840,000	
投資その他の資産計	840,000	
固定資産合計	1,232,113	1,532,631
資産合計 (注1)		
II 負債の部		
1. 流動負債		
・預り金	0	
流動負債合計		0
2. 固定負債		
理事借入金	14,592,076	
固定負債合計		14,592,076
負債合計		
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産額 (注2)		
当期正味財産増減額	-11,854,321	
正味財産合計 (注3)	-1,205,124	-13,059,445
負債及び正味財産合計 (注4)		1,532,631

(注1) 「負債及び正味財産合計」と金額が一致することを確認する。
(注2) 前事業年度貸借対照表の「正味財産合計額」と金額が一致することを確認する。
(注3) 活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認する。
(注4) 「資産合計」と金額が一致することを確認する。

令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで
 令和 6年度 活動計算書
 特定非営利活動法人お喜らく
 (単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1. 受取助成金等 受取国庫助成金	4,976,950	4,976,950	
2. 事業収益 就労継続支援事業収益	1,426,700	1,426,700	
3. その他収益 受取利息 雑収益	245 30,000	245 30,000	
経常収益計		6,433,895	6,433,895
II 経常費用			
1. 事業費 (注1)			
(1) 会議費	42,560		
旅費交通費	28,451		
車両費	128,561		
通信運搬費	189,641		
消耗品費	98,564		
水道光熱費	345,604		
雑費	78,560		
事業費計	911,941		
管理費			
(2) 人件費	3,259,779		
給料手当	486,012		
法定福利費	123,301		
福利厚生費	3,869,092		
人件費計			
地代家賃	2,044,519		
賃借料	89,501		
減価償却費	331,065		
保険料	7,300		
支払手数料	385,601		
管理費計	6,727,078		
経常費用計		7,639,019	7,639,019
当期経常増減額			-1,205,124
当期正味財産増減額			-1,205,124
前期繰越正味財産額			-11,854,321
次期繰越正味財産額 (注3)			-13,059,445

(注1) 事業費と管理費に分けた上で、支出の形態別に内訳を記載する。
 (注2) 前事業年度活動計算書の「次期繰越正味財産額」と金額が一致することを確認すること。
 (注3) 貸借対照表の「正味財産合計」と金額が一致することを確認すること。
 (注4) その他の事業を定款で掲げていない法人はこの脚注は不要。